

# 生活環境の保全に関する環境基準

## 1 河川

### (1) 河川(湖沼を除く。)

項目 類型		基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
<b>AA型</b>	水道1級、自然環境 保全及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下
<b>A型</b>	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	1000MPN/ 100mL以下
<b>B型</b>	水道3級、水産2級 水浴及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L 以上	5000MPN/ 100mL以下
<b>C型</b>	水産3級、工業用水 1級、及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L 以上	—
<b>D型</b>	工業用水2級、農業 用水及びEの欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
<b>E型</b>	工業用水3級、 環境保全	6.5以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が 認められない こと	2mg/L 以上	—
備考：基準値は日間平均値とする。						

自然環境保全		自然探勝等の環境保全
水道	1級	ろ過等による簡単な浄水操作を行うもの
	2級	沈殿ろ過等による通場の浄水操作を行うもの
	3級	前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
水産	1級	ヤマメ・イワナ等貧腐水性水域の水産生物用
	2級	サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用
	3級	コイ・フナ・β—中腐水性水域の水産生物用
工業用水	1級	沈殿等による通常浄水操作を行うもの
	2級	薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
	3級	特殊な浄水操作を行うもの
環境保全		国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

## 用語の説明

### ☆水素イオン濃度(pH)

水溶液が酸性かアルカリ性かを示す数字。一般に pH が 5.6 以下の降水を酸性雨と呼ぶ。

### ☆生物学的酸素要求量(BOD)

有機質の汚染物質(油や澱粉、脂肪、蛋白質など)を含む河川水や排水を好気性微生物が十分生活できる状態で 20℃、5 日間培養したとき、微生物が汚染物質を分解するのに消費した酸素の量のこと。

### ☆浮遊物質(SS)

水中に浮遊する小粒状物のことで、沈殿の遅い無機質の泥粒のほかプランクトン等動植物の死骸や分解物、付着する微生物等の有機物からなっている。

### ☆溶存酸素量(DO)

水に溶けている酸素の量

### ☆大腸菌群数

水中に大腸菌がどのくらい検出されるかを表す。排出基準や環境基準、飲料水の基準では大腸菌群数として規制されている。

### ☆全リン

河川や湖沼等水中のリン化合物が増えると富栄養化し、藻類が増殖して水に異臭を与えるようになる。

### ☆全窒素

河川や湖沼等水中の窒素化合物が増えると富栄養化し、藻類が増殖して水に異臭を与えるようになるのでリン化合物とともに排出が厳しく規制されつつある。